

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第56号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年6月29日（日） 10時45分ごろ
発生場所	長崎県長崎市伊王島南西方沖 伊王島灯台から真方位203° 2,100m付近 （概位 北緯32° 41.8′ 東経129° 45.2′）
事故等調査の経過	平成26年7月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート 漁盛丸、4.68トン 292-47008長崎、個人所有 B モーターボート 玉穂丸、5トン未満（長さ4.32m） 292-8692長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首外板に擦過傷 B 右舷船尾角部に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者Aを乗せ、船長Aが操舵室で立って手動操舵を行い、伊王島南西方沖を約10ノットの速力で南進した。 船長Aは、針路上に他船がいなかったため、前方だけを見ていたところ、同乗者Aから目的地はもっと右方ではないかと言われ、右舵を取ったとき、前路にB船を認め、機関を中立とし、左舵一杯を取ったが、平成26年6月29日10時45分ごろA船の右舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せ、伊王島南西方沖で船首を西方に向けて釣りをし、船長Bが、右舷船尾方からB船に向けて接近するA船を視認し、いずれA船がB船を避航するだろうと思っていたところ、A船がB船に向かう態勢で接近したので、立ち上がって手や竿を振るなどしたが、A船と衝突した。 A船及びB船は、自力で航行してそれぞれ帰港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1～2 海象：海上 平穏
その他の事項	船長Aは、右方を確認せずに右舵を取った。

	船長A、船長B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、伊王島南西方沖を南進中、船長Aが右方を確認せずに右舵を取ったことから、B船に向首することとなり、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、伊王島南西方沖で釣りをして錨泊中、船長Bが、右舷方から接近するA船を視認し、いずれA船がB船を避航するだろうと思っていたところ、A船がB船に向かう態勢で接近したので、立ち上がって手や竿を振るなどしたが、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、伊王島南西方沖において、A船が南進中、B船が釣りをして錨泊中、船長Aが右方を確認せずに右舵を取ったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 転舵する際は、航行方向を確認してから行うこと。 ・ 錨泊中、接近する他船を認めた場合、他船に避航する様子が見られない状況においては、可能であれば、機関を使用して移動すること。